

農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

津 山 市

目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1. 農業の現状と課題	1
2. 農業経営の指標	1
3. 育成・支援すべき担い手の対象	1
4. 担い手の育成・確保の方法	2
5. 地域農業推進指導體制の確立	3
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1. 個人経営体	5
2. 組織経営体	18
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営 農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	19
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	21
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	23
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	24
1. 利用権設定等促進事業に関する事項	25
2. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区 域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	29
3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	30
4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	32
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	32
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	32
7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	33
第6 その他	34
別紙1 (第5の1(1)⑥関係)	35
別紙2 (第5の1(2)関係)	36

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 農業の現状と課題

(1) 地域の現状

本市は、岡山県北東部に位置し、北は中国山地、南は吉備高原に接する、都市と自然が融合する表情豊かな地域となっている。

地勢的には、北部は「中国山地」で鳥取県との県境をなす標高1,000～1,200mの中国山地南面傾斜地で、南部は標高100～250mの盆地であり、「津山盆地」と言われている。

本市の気候は、北部で年間平均気温12～14℃、年間降水量2,000mmと日本海側の気候に近く、中南部は年間平均気温13～15℃、年間降水量約1,500mmと瀬戸内式気候となっている。

本市の面積は506.33km²であり、この面積は県全面積7,114.33km²の約7.1%を占めている。

(2) 農業の現状と課題

本市の農業は、稲作が中心であるが、近年、野菜、果樹等の産地形成が進んできており、中山間地域においては、小規模稲作と野菜等との複合経営が中心となっている。

しかし、大半の農家が小規模な兼業農家で占められており、農業従事者の高齢化やデフレ等による農畜産物の価格低下、遊休農地の発生など大変厳しい状況となっている。

このため、本市においては、農家数・農業従事者数とも減少傾向にあり、令和2年において農家数4,276戸、農業従事者数6,207人となっている。（農林業センサスより）

そこで、本市においては、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積の促進、農用地の有効活用等の対策を行い、強い農業づくりに向けて産地競争力の強化を図っていくことが重要な課題となっている。

2. 農業経営の指標

本市では、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の所得に概ね相当する年間農業所得（経営体当たり概ね450万円）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、ここでいう「概ね」はその値の前後2割の範囲内とする。

また、女性・高齢者等の経営体については、多彩な地域農業を展開し、特色ある農村社会を支える力として、これからの営農活動にも一層努力が求められるため、支援体制もきめ細やかな指導・活動を展開しなければならない。

加えて、新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市において現に成功している優良な経営の事例を踏まえ、地域における他産業従事者並の所得に概ね相当する年間農業所得である経営体当たり概ね450万円の5割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者一人あたりの年間農業所得200万円以上を目標とし、年間総労働時間については1,200時間以上の水準を達成できるものとする。

3. 育成・支援すべき担い手の対象

(1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条又は第13条の2により、本市の区域内における農業経営について農業経営改善計画の認定を受けた経営体

(2) 認定新規就農者

法第14条の4に基づき本市で青年等就農計画の認定を受けた経営体

(3) 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く）

- ア 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者
- イ 農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者（平成23年度以降再認定を受けていない者の中から確認）

(4) 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

ア 特定農業団体

法第23条に基づき、地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

イ 集落営農組織

複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織

(5) 今後育成すべき農業者

担い手に位置づけられていない経営体のうち、本市が今後育成すべきと考える経営体

(6) 認定農業者等以外の農外から参入した企業

農外から参入した企業（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者を除く。）

(7) 人・農地プラン（地域計画（法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）策定後は、地域計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体（地域計画策定後は、農業を担う者をいう。以下同じ。）

人・農地プランにおいて、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（地域計画策定後は、その後の10年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者をいう。以下同じ。）として位置付けられた経営体（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者を除く。）

4. 担い手の育成・確保の方法

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市、農業協同組合等で組織する津山市農業技術者会議及び農業委員会等も加わった津山市農業再生協議会を設置し、相互の連携を行う中で、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを行う。さらに、望ましい経営体を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動の強化を誘導して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開し、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第4条の規定による指定を受けた農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）が実施する同法第2条で規定された事業。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成に基づき作成される「人・農地プラン」（機構法第26条の規定による協議の結果公表されたものをいう。）等で明確化した地域の将来方針に基づき、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大部分を担う農

業生産構造の構築を目指す。また、認定農業者などの担い手経営体（中心経営体）の経営改善に資するよう地域との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、これらの制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地賃借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、晴れの国岡山農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）と連携し、農地賃借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて、集約的な経営展開を助長するため、美作広域農業普及指導センター（以下「農業普及指導センター」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

加えて、地域内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、本市では農業従事者の高齢化・兼業化の進展・農家子弟の流出により農業の担い手不足が恒常化しており、新規就農者の確保・育成が喫緊の課題となっていることから、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかな支援をしていくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど地域総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく必要がある。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供などによる役割分担を明確化し、地域資源維持管理や農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くように効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等についても法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていく。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会等の支援によるこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、津山市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、国、県等の補助事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

これらにより、将来の担い手として、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保については、岡山県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針である「21世紀おかやま農業経営基本方針」（以下「基本方針」という。）に掲げる新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標5年間750人を踏まえ、本市においては5年間25人の当該青年等の確保を目標とするとともに、新規就農者から認定農業者への誘導することにより、認定農業者を概ね200人（現状：186人）、生産組織を概ね40組織（現状：33組織）育成するよう努める。また、新規認定農業者についても基本方針の確保目標を踏まえ、その確保に努めるものとする。

5. 地域農業推進指導体制の確立

津山市農業再生協議会を中心に、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を農業普及指導センターや岡山県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という。）の協力を受けて行う。

特に、水稻の大規模経営を目指す農業者及び経営所得安定対策に係る農業者、地域農業を守る集落営農・生産組織等に対して適切な資金計画の下に施設等への投資等が円滑に行われるよう株式会社日本政策金融公庫岡山支店、一般社団法人岡山県農業会議（以下「農業会議」という。）の参画を仰ぎ、研修及び濃密な指導を実施する。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市において展開している優良事例を踏まえるとともに、今後推進を目指す経営類型を考慮しつつ、その主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個人経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜・ 水稲複合	<作付面積等>	<資本装備>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・農地の流動化等によるほ場の確保と団地化 ・大豆用機械はリース又は共同利用 ・地域との信頼関係保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
	しょうが 35a	農機具庫・作業場 150 m ²		
	水稲 350a	トラクター (25ps) 1台		
	大豆 200a	ロータリー (2.1m) 1台		
	<経営面積>	水田ハロー (2.4m) 1台		
	585a	ライムソワー (295L) 1台		
	(うち借地 250 a)	乗用田植機 1台		
		動力散布機 1台		
		動力噴霧機 (4.5ps) 1台		
		草刈機 1台		
		コンバイン (3条) 1台		
		グレンコンテナ 1台		
		大豆選粒機 リース		
		粃摺機 1台		
		米選機 1台		
		冷蔵庫 1台		
		自動計量機 1台		
		大豆コンバイン 1台		
		サブソイラー 1台		
		乾燥機 1台		
		播種機 1/3台		
		管理機 1台		
		選粒機 1台		
	フォークリフト (0.7 t) 1台			
	平型乾燥機 1台			
	かん水装置 一式			
	管理機 (6.2ps) 1台			
	トラック 1台			
	軽四トラック 1台			
	他			

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜・水稲複合	<作付面積等> やまのいも 60a 水稲 380a 大豆 200a <経営面積> 640a (うち借地 250 a)	<資本装備> 農機具庫・作業場 150 m ² トラクター (25ps) 1台 ロータリー (2.1m) 1台 水田ハロー (2.4m) 1台 ライムソワー (295L) 1台 乗用田植機 1台 動力散布機 1台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 草刈機 1台 コンバイン (3条) 1台 グレンコンテナ 1台 大豆選粒機 リース 粃摺機 1台 米選機 1台 冷蔵庫 1台 自動計量機 1台 大豆コンバイン 1台 サブソイラー 1台 乾燥機 1台 播種機 1/3台 管理機 1台 選粒機 1台 フォークリフト (0.7t) 1台 平型乾燥機 1台 かん水装置 一式 管理機 (6.2ps) 1台 トラック 1台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・農地の流動化等によるほ場の確保と団地化 ・大豆用機械はリース又は共同利用 ・地域との信頼関係保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜・ 水稲複合	<作付面積等> アスパラガス 40a (雨よけ=10a) (露地=30a) 水稲 250a 大豆 110a <経営面積> 400a (うち借地 250a)	<資本装備> 農機具庫・作業場 150 m ² 雨よけ施設 1,000 m ² トラクター (25ps) 1台 ロータリー (2.1m) 1台 水田ハロー (2.4m) 1台 ライムソワー (295L) 1台 乗用田植機 1台 動力散布機 1台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 草刈機 1台 コンバイン (2条) 1台 グレンコンテナ 1台 大豆選粒機 リース 粃摺機 1台 米選機 1台 冷蔵庫 1台 自動計量機 1台 大豆コンバイン 1台 サブソイラー 1台 乾燥機 1台 播種機 1/3台 管理機 1台 選粒機 1台 フォークリフト (0.7t) 1台 平型乾燥機 1台 かん水装置 一式 管理機 (6.2ps) 1台 トラック 1台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・農地の流動化等によるほ場の確保と団地化 ・大豆用機械はリース又は共同利用 ・地域との信頼関係保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
野菜専作	<作付面積等> トマト(雨よけ) 30a 軟弱野菜 20a <経営面積> 50a	<資本装備> 作業場 100 m ² 雨よけ施設 3,000 m ² ビニールハウス 2,000 m ² トラクター (24ps) 1台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 かん水装置 一式 管理機 (4.5ps) 1台 換気扇 4台 暖房機 2台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専作	<作付面積等> きゅうり(半促成) 30a きゅうり(ハウス抑制) 30a <経営面積> 60a	<資本装備> 作業場 80 m ² ビニールハウス 3,000 m ² 二重カーテン装置 3,000 m ² トラクター (24ps) 1台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 かん水装置 一式 管理機 (4.5ps) 1台 換気扇 6台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
野菜専作	<作付面積等> いちご(促成) 20a <経営面積> 20a	<資本装備> 作業場 80 m ² ビニールハウス 2,000 m ² 二重カーテン装置 2,000 m ² トラクター (24ps) 1台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 かん水装置 一式 管理機 (6.2ps) 1台 換気扇 4台 照明器具 一式 暖房機 2台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
野菜専作	<作付面積等> アスパラガス (露地=10a) 10a 軟弱野菜 25a <経営面積> 35a	<資本装備> 作業場 60 m ² ビニールハウス 2,500 m ² トラクター (24ps) 1台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 かん水装置 一式 管理機 (6.2ps) 1台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専作	<作付面積等> だいこん 280a 軟弱野菜 30a <経営面積> 310a	<資本装備> 農機具庫・作業場 150 m ² ビニールハウス 3,000 m ² トラクター (24ps) 1台 動力噴霧機 (3.5ps) 1台 シーダーマルチ 1台 プラウ 1台 かん水装置 一式 管理機 (6.2ps) 1台 トラック 1台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
野菜専作	<作付面積等> だいこん 150a キャベツ 150a 軟弱野菜 15a <経営面積> 190a	<資本装備> 農機具庫・作業場 150 m ² ビニールハウス 1,500 m ² トラクター (24ps) 1台 動力噴霧機 (3.5ps) 1台 シーダーマルチ 1台 プラウ 1台 かん水装置 一式 管理機 (6.2ps) 1台 マニュアルスプレッダー 1台 ブロードキャスター 1台 ブームスプレヤー 1台 フォークリフト 1台 トラック 1台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
しいたけ・水稲複合	<作付面積等> しいたけ(菌床) 10,000個 水稲 100a 大豆 70a <経営面積> 170a	<資本装備> 農機具庫・作業場 200 m ² しいたけハウス 500 m ² トラクター (32ps) 1台 田植機 1/3台 コンバイン 1/3台 トラック (1t) 1台 フォークリフト 1台 草刈機 2台 動力噴霧機 1/3台 動力散布機 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・水稲作で利用する機械は可能な限り共同利用とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作	<作付面積等> もも 100a (白鳳=30a) (清水白桃=40a) (おかやま夢白桃=30a) <経営面積> 100a	<資本装備> 作業場 100 m ² 黄色灯 (100a) 10,000 m ² 防風ネット 10,000 m ² かん水装置 一式 動力噴霧機 (4ps) 1台 運搬車 (6ps) 1台 スピードスプレーヤー 1/3台 バックホー (4.8ps) 1/2台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・品種による労働の分散化 ・スピードスプレーヤーは3戸、バックホーは2戸の共同利用とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
果樹専作	<作付面積等> なし 100a (幸水、豊水=50a) (新高、愛宕=50a) <経営面積> 100a	<資本装備> 農機具庫・作業場 100 m ² 果樹棚 10,000 m ² 防風ネット 10,000 m ² かん水装置 一式 動力噴霧機 (4ps) 1台 運搬車 (6ps) 1台 バックホー (4.8ps) 1/2台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・品種による労働の分散化 ・バックホーは2戸の共同利用とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
果樹専作	<作付面積等> ぶどう 80a (ビオーネ: 2月加温=10a) (ビオーネ: 無加温=20a) (ビオーネ: 簡易被覆=50a) <経営面積> 80a	<資本装備> 作業場 100 m ² ぶどう棚 8,000 m ² ハウス施設 3,000 m ² かん水装置 一式 重油タンク 2基 暖房機 3台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 常温煙霧機 1台 GA処理機 1台 運搬車 (6ps) 1台 バックホー (4.8ps) 1/2台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・作型による労働の分散化 ・バックホーは2戸の共同利用とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作	<作付面積等> ぶどう 60a (シャインマスカット： 2月加温=10a) (ピオーネ： 簡易被覆=20a) (シャインマスカット： 簡易被覆=20a) (オーロラブラック： 簡易被覆=10a) <経営面積> 60a	<資本装備> 作業場 100 m ² ぶどう棚 6,000 m ² 簡易被覆施設 5,000 m ² ハウス施設 1,000 m ² かん水装置 一式 重油タンク 1基 暖房機 1台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 GA処理機 1台 運搬車 (6ps) 1台 バックホー (4.8ps) 1台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・作型による労働の分散化 ・バックホーは2戸の共同利用とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
果樹専作	<作付面積等> かき 300a (西条=280a) (大西条=20a) <経営面積> 300a	<資本装備> 農機具庫・作業場 100 m ² 動力噴霧機 (4ps) 1台 運搬車 (6ps) 1台 軽四トラック 1台 スピードスプレイヤー 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
果樹専作・施設野菜	<作付面積等> かき 200a (西条=180a) (大西条=20a) 軟弱野菜 40a <経営面積> 240a	<資本装備> 農機具庫・作業場 100 m ² 動力噴霧機 (4ps) 1台 運搬車 (6ps) 1台 ビニールハウス 4,000 m ² トラクター (24ps) 1台 かん水装置 一式 動力噴霧機 (4ps) 1台 管理機 (6.2ps) 1台 軽四トラック 1台 スピードスプレイヤー 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲・大豆・作業受託複合	<作付面積等> 水稲 420a 大豆 280a 水稲作業受託 1,000a <経営面積> 700a (うち借地 500a)	<資本装備> 農機具庫・作業場 150 m ² トラクター (25ps) 1台 トラクター (30ps) 1台 ロータリー (2.1m) 1台 水田ハロー (2.4m) 1台 ライムソワー (295L) 1台 乗用田植機 (6条) 1台 動力散布機 1台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 草刈機 1台 コンバイン (3条) 1台 グレンコンテナ 1台 大豆選粒機 リース 糶摺機 1台 米選機 1台 冷蔵庫 1台 自動計量機 1台 大豆コンバイン 1台 サブソイラー 1台 乾燥機 1台 播種機 1/3台 管理機 1台 選粒機 1台 フォークリフト(0.7t) 1台 平型乾燥機 1台 かん水装置 一式 管理機 (6.2ps) 1台 トラック 1台 軽四トラック 1台 ビーンスレッシャー 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・農地の流動化等によるほ場の確保と団地化 ・大豆用機械はリース又は共同利用 ・地域との信頼関係保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き専作	<作付面積等> 電照ぎく 20a 夏ぎく 20a 小ぎく(電照) 10a <経営面積> 30a	<資本装備> 作業場 50 m ² ビニールハウス 2,000 m ² 二重カーテン装置 2,000 m ² かん水装置 一式 天窓開閉装置 一式 電照器具 3,000 m ² トラクター(14ps) 1台 管理機(4.2ps) 1台 暖房機 2台 重油タンク 2基 動力噴霧機(4.5ps) 1台 冷蔵庫(5 m ²) 1台 結束機 1台 選花機 1台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・品種による労働の分散化 ・市場調査と販売戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
花き専作	<作付面積等> しきみ 70a <経営面積> 70a	<資本装備> 作業場 100 m ² かん水装置 一式 トラクター(14ps) 1台 管理機(4.2ps) 1台 動力噴霧機(4.5ps) 1台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・市場調査と販売戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き専作	<作付面積等> シンビジウム 25a <経営面積> 25a	<資本装備> 作業場 100 m ² ビニールハウス 2,500 m ² 二重カーテン装置 2,500 m ² かん水装置 一式 暖房機 3台 重油タンク 2基 換気扇 8台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 山上げ施設 1,500 m ² 栽培棚 2,500 m ² 軽四トラック 1台 トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・市場調査と販売戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
花き専作	<作付面積等> テントビニウム 20a <経営面積> 20a	<資本装備> 作業場 100 m ² ビニールハウス 2,000 m ² 二重カーテン装置 2,000 m ² かん水装置 一式 暖房機 3台 重油タンク 2基 換気扇 8台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 山上げ施設 1,500 m ² 栽培棚 2,000 m ² 軽四トラック 1台 トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・市場調査と販売戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
花き専作	<作付面積等> りんどう 60a <経営面積> 60a	<資本装備> 作業場 50 m ² かん水装置 一式 トラクター (13ps) 1台 管理機 (4.2ps) 1台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 選花機 1台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・市場調査と販売戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専作	<作付面積等> 乳用牛（ホルスタイン） 経産牛 50頭 育成牛 10頭 飼料作物 とうもろこし 250a ソルガム 150a イタリアライグラス 400a <経営面積> 400a （うち借地 100a）	<資本装備> 牛舎 350㎡ 農機具庫・作業場 150㎡ ビニールハウス 200㎡ 攪拌搬送機（W5m） 120㎡ 堆肥舎 30㎡ 飼料タンク（3t） 1基 サイロ 300㎡ ハイラインミルカー（4頭用） 一式 バルクレーン（500ℓ） 1台 バンクリーナー（30頭用） 1台 トラクター（35ps） 1台 飼料用カッター（1t/h） 1台 軽四トラック 1台 ダンプトラック 1台 トラクター（75ps） 1/3台 フロントローダー（300kg） 1/3台 バキュームカー（800ℓ） 1/3台 ローター（200cm） 1/3台 ブロードキャスター（180ℓ） 1/3台 ローターモア（165cm） 1/3台 シェイロヘンナー（200cm） 1/3台 コンプランター（4条） 1/3台 鎮圧ローラー（200cm） 1/3台 マニユアスプレッター（1.5t） 1/3台 スプレイヤー（400ℓ） 1/3台 コンハーベスター（2条） 1/3台 カッターブロー（10t/h） 1/3台 ローターワゴン（5㎡） 1/3台 他 <その他> ・ストール方式 ・通年 サイレージ 給与体系	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・農地の流動化等によるほ場の確保と集団化 ・飼料作物用機械は共同利用	・自家労働 ・休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛専作	<p><作付面積等> 交雑牛（肥育） 300頭</p> <p><経営面積> 50a</p>	<p><資本装備></p> <p>牛舎 3,000 m² 農機具庫 150 m² 飼料庫 139 m² 堆肥舎 783 m² 飼料給餌車 2台 扇風機 60台 自動給餌機 2台 ホイールローダー 1台 ダンプカー 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・稲ワラ収集はコントラクタに委託する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家労働 ・休日制の導入
肉用牛専作	<p><作付面積等> 黒毛和種（繁殖） 60頭 飼料作物 とうもろこし 400a イタリアライグラス 400a</p> <p><経営面積> 500a (うち借地 300a)</p>	<p><資本装備></p> <p>牛舎 800 m² 農機具庫 100 m² 飼料庫 100 m² 堆肥舎 280 m² 飼料タク (3 t) 1基 サイロ 550 m² ホイスト (300 kg) 1台 飼料用カッター(1t/h) 1台 トラクター (35ps) 1台 フロントローダー (300 kg) 1台 ローラー (200cm) 1台 軽四トラック 1台 ダンプトラック 1台 トラクター (55ps) 1/3台 マニュアルレグダー 1.5 t 1/3台 稲わら結束機 1/3台 テグダーレーキ 1台 ロールベアラー 1台 ロールハンドラー 1台 他</p> <p><その他> ・稲わら収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 ・農地の流動化等によるほ場の確保と集団化 ・飼料作物用機械は共同利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家労働 ・休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏専作	<飼養羽数> 採卵鶏 50,000羽	<資本装備> 鶏舎 4,000 m ² 管理舎・洗卵室 300 m ² 鶏糞乾燥ハウス 1,000 m ² 攪拌搬送機 2台 飼料タンク 5基 ケージ 50,000個 自動給餌機 3セット×5 自動集卵機 6セット×5 動力噴霧機(3.6ps) 2台 ショベルローダー 2台 鶏糞袋詰機 2台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
養豚専作	<飼養頭数> 豚(繁殖肥育一貫) 100頭	<資本装備> 分娩豚舎 21 m ² 種雌豚舎 310 m ² 子豚舎 167 m ² 肥育豚舎 807 m ² スチームクリーナー 1台 トラック(1t用) 1台 バキュームカー 1台 子豚保温機 20台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・青色申告の実施と給料制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲・大豆複合 (主たる従事者3名)</p>	<p><作付面積等> 水稲 1,200a 黒大豆 800a <経営面積> 2,000a (うち借地 2,000 a)</p>	<p><資本装備> 農機具庫・作業場 250 m² トラクター (30ps) 1台 トラクター (36ps) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 動力噴霧器 (ラジコン) 1台 動力散布機 1台 グレンコンテナ 1台 自動計量機 1台 乾燥機 2台 籾摺機 1台 色彩選別機 1台 石抜き機 1台 管理機 1台 ビーンスレッシャー 1台 選粒機 1台 トラック 1台 軽四トラック 1台 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・パソコンによる簿記管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制の導入 ・社会保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
<p>水稲・麦・野菜複合</p>	<p><作付面積等> 水稲 2,400a 麦 1,000a 野菜等 135a 水稲作業受託 3,700a <経営面積> 3,535a (うち借地 3,535 a)</p>	<p><資本装備> トラクター(36~48ps) 4台 田植機 (6条) 2台 コンバイン (4,5条) 2台 動力噴霧器 (ラジコン) 2台 ドローン 1台 ライスセンター 200 m² 乾燥機 6基 フレコン計量器 1台 米低温保管庫 1基 籾摺機 1台 フォークリフト 1台 色彩選別機 1台 石抜き機 1台 資材保管庫 150 m² 畦塗機 1台 アッパーローター・牽引型シーダー 1式 逆転ロータリー 1台 ブームスプレーヤー 1台 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・パソコンによる簿記管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制の導入 ・社会保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

以上が、本法にいう効率的かつ安定的な経営体の指標である。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市において展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

また、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本指標を参考にすることとする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作	<作付面積等> ぶどう 30a (ピオーネ: 簡易被覆=30a) <経営面積> 30a	<資本装備> 作業場 100 m ² ぶどう棚 3,000 m ² かん水装置 一式 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 運搬車 (6ps) 1台 バックホー (4.8ps) 1/2台 軽四トラック 1台 他	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
果樹専作	<作付面積等> もも 40a (白鳳=20a) (清水白桃=20a) <経営面積> 40a	<資本装備> 作業場 100 m ² 黄色灯 (40a) 4,000 m ² 防風ネット 4,000 m ² かん水装置 一式 動力噴霧機 (4ps) 1台 運搬車 (6ps) 1台 軽四トラック 1台 他	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
野菜専作	<作付面積等> アスパラガス 20a きゅうり 10a 軟弱野菜 10a <経営面積> 40a	<資本装備> トラクター (24PS) 1台 農機具庫・作業場 100 m ² 動力噴霧機 (4ps) 1台 運搬車 (6ps) 1台 軽四トラック 1台 他	・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善	・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲・麦・作業受託複合	<作付面積等> 水稲 220a 麦 220a 水稲作業受託 200a <経営面積> 440a (うち借地 300a)	<資本装備> 農機具庫・作業場 150 m ² トラクター (25ps) 1台 ロータリー (2.1m) 1台 水田ハロー (2.4m) 1台 乗用田植機 1台 動力噴霧機 (4.5ps) 1台 草刈機 1台 コンバイン (3条) 1台 グレンコンテナ 1台 籾摺機 1台 米選機 1台 冷蔵庫 1台 自動計量機 1台 乾燥機 1台 播種機 1/3台 選粒機 1台 管理機 (6.2ps) 1台 トラック (2t) 1台 軽四トラック 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・農地の流動化等によるほ場の確保と団地化 ・麦用機械はリースまたは共同利用 ・地域との信頼関係保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用
しいたけ専作	<作付面積等> 原木生しいたけ (有効ほだ木 7,000本)	<資本装備> 栽培舎 148.5 m ² 休養舎 115.5 m ² 浸水槽 22 m ² 運搬車 1台 軽四トラック 1台 電動チェーンブロック 1台 温風暖房機 2台 換気設備 4台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営と家計の分離 ・パソコン等による簿記記帳及び分析と改善 ・地域との信頼関係保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労働が集中する時期は雇用労働力の活用

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるぶどうなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応できる高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農業協同組合、農地中間管理機構等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の活用、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等、地域や状況に応じて農業者が主体的に柔軟な取組ができるよう、関係機関と連携した支援を検討する。

加えて、農業の将来を担う幅広い人材の確保は、本市のみならず広域的な課題であり、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう、農地中間管理機構、農業会議や農業普及指導センターをはじめとした広域を管轄する関係機関と連携し、職業としての農業の魅力や必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等について、本市を包括した実施となるよう提案や要請等を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、市内部の連携（移住担当部署等との連携）のほか、農業普及指導センター、農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う体制を整える。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、個別農家と繋がり深い農業協同組合や農業普及指導センターと連携し、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える体制整備（チームで対応する、就農相談員の設置など）を検討するとともに、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力意向がある農業を担う者についても、必要となるサポートを実施できる体制の構築を目指す。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように関係機関と情報共有を密にし、関係機関とともに必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成にかかる国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを関係機関と一丸となって行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農業教育機関等の関係機関が相互に連携しつつ、各団体がその得意とする分野においてそれぞれ能動的に取り組めるようにするため、市が全体的な把握を行えるよう各団体に密接な情報共有や情報提供その他環境整備を要請しながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、県及び農業経営・就農支援センターから情報収集を行うとともに、農業普及指導センター及び農業協同組合と連携して、市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、連携機関相互で必要に応じて情報共有を行う。

農業を担う者の確保のため、県、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構及び農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を後継者がいない場合の新規参入者への移譲に係る意向とともに積極的に把握するよう努め、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業委員会等の関係機関とも連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
27 %	(参考：令和2年度シェア) (約22%)

※目標年度は令和7年度とする

○効率的かつ安定的な農業経営への面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2. 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、人・農地プラン及び津山市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度に、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業も積極的に活用する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

さらに、本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農業上の利用が行われる区域と保全等を進める区域を明確にしながら農用地の集約化を進めることにより、担い手への農用地の集積を加速するとともに、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進することも視野に検討するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進めることなどを検討する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が策定した「基本方針」の第5章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定める方向に則しつつ、本市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が幅広く連携し、地域全体で合意形成が図られるよう農用地の利用関係を調整しながら、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 地域計画推進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

このうち、利用権設定等促進事業については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に基づく経過措置により、従前の農用地利用集積計画の作成を行うものとし、経過措置期間経過後は地域計画推進事業により農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図るものとする。

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

また、目指すべき産地の中長期的な将来像として、米生産の低コスト化を追求した輸出用米の産地、食品メーカー等との連携等による加工・業務用野菜の産地、農地の集約化を進め、国産需要の増加に応える麦・大豆の産地、地域の畜産農家と協力して、資源循環に取り組む耕畜連携の産地、スマート技術やDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に導入し、超省力生産に取り組む産地、有機野菜やカーボンファーム（温室効果ガスの排出抑制等のマネジメントを行う農業）等のグリーン化の取組により、環境に配慮した農業に取り組む産地等、特色ある産地化の取組が想定されるところである。

ア 旧津山地域

土地基盤整備については概ね完了しているものの、多くが大型機械等に対応した農道の規格や耕地地区画となっていないことから、引き続き高度利用を図るとともに、農業の競争力強化のために農地の大区画化や汎用化などの再整備やICT等の導入による新たな農業システムの構築、大型機械の導入、担い手への農地集積、農地の流動化による経営規模の拡大等に取り組んでいくものとする。

また、集落営農のシステム化を推進し、集落による農業経営の強化を図るとともに、農用地利用改善事業の推進に努める。

なお、都市計画用途地域が含まれる地域にあっては、宅地化が進行しているが、露地野菜、施設野菜等を中心とした都市近郊型野菜産地として高度化を図る。

その他、特産となり得る小麦、ぶどう、自然薯、しょうが、アスパラガス、西条柿、花き、花木等の特産農産物の栽培、団地化を推進する。

イ 加茂地域

山間地は標高が400～700mと高く、棚田や急峻な地形であるため1筆ごとの面積は小さく立地条件が不利で生産効率が低い。このため、夏秋野菜、肉用牛、水稻の複合経営体の育成等による農地の有効利用を促進する。

比較的平坦な地域にあっては、農地の流動化の促進、各生産組織間の連携等による規模の拡大や受委託体制の育成と活動促進を行い、施設野菜、肉用牛、酪農、ぶどう、西条柿等の特産農業の推進を行う。また、隣接集落を含めた地縁的営農組織を育成し、水田営農の安定を図る。

その他、各地域に営農組織を育成し、農用地利用調整活動を行う。

ウ 阿波地域

農林業従事者の高齢化や若年層の農林業離れが進行しているため、農地の有効活用、そして新しい農林業の担い手の育成及び集約農業などによる雇用機会の創出が図られるよう推進する。

エ 勝北地域

平坦部においては、土地基盤整備が概ね完了しており、恵まれた生産基盤条件を活かし、特に、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体を設立するとともに、活発な活動を促す。また、利用権設定等も積極的であることから、連担的な条件下でさらに効率的な生産が行える体制の整備を推進する。

中山間地域においても農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させ、耕作放棄地の解消に努める。併せて、特産農産物である黒大豆、白ねぎの推進を行うとともに、大豆及び麦の団地化を推進する。

オ 久米地域

土地基盤整備が完了したところにあつては、より一層の高度利用に取り組むものとする。また、農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させ、耕作放棄地の解消に努める。

今後、土地基盤整備を実施するところにあつては、農用地利用改善事業を重点的に推進するとともに、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。併せて市の特産農産物であるぶどう、小麦の栽培も推進する。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓蒙に努め、必要に応じ、当該団体がこれらの制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の全て）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う事ができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法律第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げる全てを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準および決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別紙9の第1に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 津山市農業委員会は、利用権の設定等を行おうとする者又は認定農業者で利用権の設定を受けようとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、申出者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用

貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法)、利用権の条件その他の利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後に於ける土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。なお、2分の1を超える共有持ち分を有する者を確知することができない土地(以下「共有者不明農用地等」という。)である場合は、当該共有者不明農用地について共有持ち分を有する者であって確知することができない者について、基本要綱別紙1に基づき、農業委員会による探索及び公示の経手等を経ることとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利

用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、津山市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 津山市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。津山市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(14) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

本市と県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機構とが一体となって農地の集積・集約化を推進する連携体制を構築し、情報共有等を行うことにより農地中間管理事業の活用を促進する。

2. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

策定した地域計画で明確化した、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図に基づき、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進していく。

また、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに有機農業や輸出産地づくりに取り組むため農用地利用の在り方を変更する場合など情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画の変更を検討するものとする。なお、その際の関係機関への意見聴取や公告・縦覧の手続については、これまで行ってきた実質化された人・農地プランの見直し実績を踏まえ、概ね1年分をまとめて行うことを基本とするものとする。

なお、地域計画の策定にあたっては、協議の場の開催時期等については、新型コロナウイルス感染症の影響で広まった新たな生活様式に配慮しつつ、対面や集会などでの方法にとらわれず、幅広い農業者の参加が図られるよう考慮・検討することとする。また、開催に当たっては、インターネットの利用等の他、農業関係の集まりの場の活用も検討し、積極的に周知を図ることとする。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場にむけては、各団体がこれまで

担ってきた役割を活かしつつ、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように農地中間管理機構を中心に調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応は、参加者等の利便性を考慮し、幅広く対応できるよう市、県、農地中間管理機構のほか津山市農業委員会や農業協同組合においても対応を行い、対応内容を集約する窓口を市に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、基本的には農業振興地域内の農用地等も含まれるように設定することとし、その上で、地域の意向によって、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画の作成を検討し、粗放的な利用等による農用地の保全等も含め、地域の実情に応じて柔軟に対応していく。市は、地域計画の策定に当たって、県・津山市農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携し、各団体の能動的な協力を得ながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、総合的な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか等の進捗管理については、農地中間管理機構が毎年実施したうえで、市に報告することを検討する。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

津山市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を津山市に提出して、農用地利用規程について津山市の認定を受けることができる。

② 津山市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

と。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ

総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合の指導、助言を求めてきたときは、津山市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他の農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

なお、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農地中間管理機構による管理を基本とするほか農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることの検討も行う。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理事業を活用して設置した研修ほ場等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の2から4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

本構想、津山市新規就農者等確保計画に基づき、岡山県青年等育成センター（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）や農業普及指導センター、農業協同組合、先進農家などと連携し、就農相談会等での就農情報（研修、空き家に関する情報等）の発信を行うとともに、就農希望者の受け入れ環境の整備を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が中心となり、農業協同組合、農業委員、農業士等、農業普及指導センター、岡山県農林水産総合センター農業大学校、岡山県青少年農林文化センター三徳園等と連携・協力して実践研修、経営・生活相談、技術指導等を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、本市が中心となり、人・農地プランの見直しの話し合いや津山市農業再生協議会のもとで相互連携を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、津山市農業後継者協議会やJ A青壮年部活動、同世代の農業者との仲間づくり、交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、資金や融資の優遇、機械や施設の導入補助等の新規就農者の育成に係る国の各種支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については岡山県青年等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業普及指導センター、農業協同組合、農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割分担しながら各種取組を進める。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 本市は、圃場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、地域農業再生協議会が設定する作物ごとの取組方針等の実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等の営農展開に資するように努める。

ウ 津山市は、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、津山市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 (1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。以下同じ。

）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）がそれぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合。

○対象土地を混牧林地や農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる法人がそれぞれ対象土地を当該事業に供する場合。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は3～5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3～5年とすることが相当でない認められる場合には、3～5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものとする借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、津山市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 方 法	③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>